

## 特定非営利活動法人地域福祉推進事業団 会員規程

### 第1節 会員の種別

正会員、賛助会員とは、本規程を承諾の上、当団体が指定する会員登録手続きを行い、当団体が承諾した以下の(1)及び(2)の会員をいう。なお、正会員は特定非営利活動推進法上の社員には該当し、賛助会員は該当しないものとする。

- 1.正会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人。
- 2.賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した法人・団体。

### 第2節 総則

#### 第1条（会員規程の適用）

当団体は、会員との間に本規程を定め、これにより当団体の運営を行う。

#### 第2条（会員規程の変更）

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することができる。

#### 第3条（会員の権利）

- 1.正会員は、総会における議決権を有し、賛助会員は有さない。正会員は、総会で意見を述べることができる。総会開催通知は、ホームページやメールマガジンなどにより行うこととする。
- 2.正会員は、当団体での活動にボランティア参加が可能となるものとする。なお、ボランティア参加は基本的に無償での参加とするが、行政等の事業として受託した場合はこの限りではない。

#### 第4条（入会金及び会費）

- 1.入会金は500円とする。
- 2.会費は、正会員は1口年2,000円、賛助会員は1口年1万円とする。口数は会員が選択できる。

### 第3節 入会申込等

#### 第5条（入会申込）

- 1.入会の申込をする者は、当団体が作成した入会申込書もしくはホームページ上の申込フォ

ームに必要事項を記入して当団体に提出することとする（以下「入会申込」という）。

2.前項に定める入会申込をもって、会員は本規程を承認したものとす。

3.ボランティア活動に参加する会員は以下の要件を満たすものとす。

(1)スーパーバイザー（以下、SVr とす）の指示やマニュアル、国家資格等の倫理綱領に従い、実施すること。

(2)リモート参加者は個人用パソコンがあること。

(3)相談時間を守ることができること。

(3)パソコンにウイルスソフトが入っていること。

(4)インターネットで使える Google Chrome が入っている個人用パソコンがあること。

(5)記録や日誌等の作成書類は、当団体より貸与の USB 等か Googledrive にのみ保管すること。

(5)USB 等については置き場所を決め、返却時以外自宅から持ち出しをしないこと。なお、返却時はフォーマットしない。保存したデータは削除せず USB に保管すること。

(6)Zoom が利用できること。

(7)相談受付中、相談事がある場合に SVr 等にすぐに LINE もしくは電話等で報告できる環境及び緊急通報ができる環境があること。

(8)日誌、記録、アセスメントシートの作成をおおむね 2 日以内に行い、Googledrive に保存し、SVr に連絡すること。

(9)記録等は SVr がコメントを記入する場合があるので次回相談日までにコメントがあるかを確認すること。

(10)2 ヶ月に 1 回程度の奇数月第二土曜日 14 時からの Zoom ミーティングにおおむね参加できること

(11)最初に集中的に 1 回 3 時間程度、約 2 回のスーパービジョンを受けることができること。

(12)LINE 相談ボランティア参加者は、LINE 操作に習熟していること。

(13)ボランティア実施前にマニュアル及び研修用動画により学習できること。

(14)簡単なエクセル操作ができること。

(15)申込書に、写真付きの身分証明書の写しを添付できること。

(16)申込書に、雰囲気わかる写真を添付できること（写真付き身分証明書がある時は不要）。

(17)申込書に国家資格等の資格証の写しを添付できること。

(18)活動の支障になる可能性のある精神疾病等にはかかっていないこと。

(19)報酬等の発生する場合は、報酬規程や履歴カードの内容に従うこと。

(20)活動に不安がある場合、個人でのボランティア保険加入なども検討すること。

## 第 6 条（入会の成立）

入会は、前条に定める入会申込に対して、当団体がこれを確認し、会費の初回入金を確認した時に成立する。

#### 第7条（入会申込の拒絶）

当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、電信もしくは書面等にて入会申込者に通知する。

- 1.申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- 2.入会申込者が本規程に反するおそれのある場合
- 3.第12条に該当する場合
- 4.その他、前各号に準ずる場合で当団体が入会を適当でないと判断した場合

#### 第4節 入会申込記載事項の変更等

#### 第8条（正会員の資格継承）

個人の資格で入会した正会員が退会あるいは死亡した場合には、原則、当該会員の会員資格は失われる。ただし、死後6ヶ月以内に電信もしくは書面により要請があった場合は、遺族への資格継承を認める場合がある。

#### 第9条（賛助会員の資格継承）

- 1.法人の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した賛助会員は、速やかに書面によりその旨を当団体に通知する必要がある。
- 2.第7条（入会申込の拒絶）の規程は前項の場合についても準用する。ただし、第7条に該当しない場合に限る。

#### 第10条（会員の氏名及び名称等の変更）

- 1.会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当団体に通知する必要がある。
- 2.会員が前項に規定する通知を怠った場合、当団体は、会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第11条（会員の一時的な休会）

- 1.休会期間は6カ月1単位とする。
- 2.休会申込日の直後において会費納入日が到来する場合、会費の請求を停止することがある。
- 3.休会期間の延長を可能とする。（6カ月1単位）
- 4.会員特典は継続される。
- 5.休会期間終了1か月前に復会確認し、期間終了日の次月より会費の請求を再開する。

## 第 12 条（会員の義務及び禁止事項）

1.会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の各号に規定する義務を遵守するものとする。

(1) 会員は、本規程第 4 条に定める会費を納入しなければならない。

(2) 会員は、定款、本規程及び理事会の定める規則等を遵守しなければならない。

(3) 会員は、本規程第 10 条第 1 項に定める届出事項に変更が生じた場合、速やかに当団体に通知しなければならない。

(4) 会員は、当団体の活動を通じ、知り得た個人情報は良なる管理者の注意義務を持って保持するものとし、当団体の承認なく第三者に口外（メール等によるものを含む）、開示または漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。

2.会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。

(1) 会員は、会員資格（本規程第 3 条に定める権利を含む）を第三者に譲渡、貸与等処分することはできない。

(2) 会員は、当団体から要請があった場合は、たとえ当団体の許可が過去にあったとしても、理由を説明し使用していた当団体の名称、ロゴ、リンクを掲載媒体から削除するものとする。

(3) 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行う入信活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。

(4) 会員は、当団体の活動において、特定の政党もしくは候補者を支持する立場から行う選挙活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。

(5) 会員は、当団体の許可なく、他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為を行ってはならない。

(6) その他、前各号に準ずる場合で、当団体が不相当と判断する行為。

## 第 13 条（反社会的勢力の排除）

会員は、現在、以下の各号にいずれも該当しないことを当団体が用意した様式を用いて表明する。

1.暴力団

2.暴力団員

3.暴力団準構成員

4.暴力団関係企業

5.その他前各号に準じる者

## 第 5 節 会員資格の喪失

#### 第14条（会員資格の喪失）

1.会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は当団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入の確認が取れないとき。
- (4) 除名されたとき。

2.会員が次の各号の一に該当する場合には、理事長が予め指定する総会または理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 定款およびこの規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

3.前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該会員から申し出があった場合には、総会または理事会で弁明の機会が与えられる。

#### 第15条（退会）

会員は、当団体に団体ホームページへの退会申し込み、もしくは電信、書面にて退会を申し出た後、任意に退会することができる。

#### 第6節 損害賠償等

##### 第16条（損害賠償）

1.会員が、本規程に違反しまたは不正もしくは違法な行為によって、当団体に損害を与えた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償することとする。

2.前項の規定は、第13条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

##### 第17条（免責条項）

1.会員が当団体の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならないが、当団体は一切の責任を負わないものとする。

2.前項の規定は、第13条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

##### 第18条（準拠法及び裁判管轄）

1.本規程の成立・効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。

2.当団体と会員との間で生じた紛争については、当団体の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第7節 その他

### 第19条（会員情報の取扱い）

1.当団体は、会員が入会申込時に届出をした会員に関する情報（第10条により変更された情報を含む。以下、「会員情報」という）を適切に管理し、その保護のために必要な措置を講じるものとする。

2.当団体は、会員情報を、当該会員の同意を得ずに当団体の活動以外の目的に利用しないものとする。

3.当団体は、前項に定めるほか、以下の各号に定める場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) 会員の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示を求められた場合
- (3) 個別の会員を識別できない状態で提供する場合

4.当団体は、会員資格の喪失から1年が経過したとき、当該会員に係る会員情報を廃棄できるものとする。

### 第20条（規程の追加）

本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

（附則）本規程は 2007 年 7 月 4 日より実施する。